

- 一、申立人（地主）は相手方（小作人）の所有する目録記載の土地を左記小作料にて従前通り小作せしむること
吉本 福松 小作の分 七石二斗七升
小堤 徳三郎 小作の分 二石四斗七升
- 二、前條小作地に對する八年度以降の小作料を別紙の通り改正す（略）
- 三、八年度以降の小作料は翌年一月二十日限り地主の宅に持參支拂ふものとす
- 四、小作料の減額要求をなさんとする時は豫め地主に立會を求め檢見をなすこと
- 五、正當の理由なくして三條に違反したる時は地主は無條件にて土地を取上ることを得
- 六、福岡地方裁判所第 號土地返還事件を取下ぐることにす

- 七、前條訴訟費用と調停費用は各自自辯の事

以上